

# パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課→広報課

案件名	「藤枝市路上喫煙防止条例案要綱」
<p>「藤枝市路上喫煙防止条例案要綱」に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

## パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	9 人
(2) 提出された意見の数	18 件

## 意見の反映状況

(1) 反映した意見	8 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	- 件
(3) 今後の参考とする意見	8 件
(4) 反映できない意見	1 件
(5) その他（質問含む）	1 件

## 意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>第2の(2)の路上喫煙の定義において「道路等において喫煙することをいう」となっているが、この定義に喫煙という行為に煙草等を吸うことに加え、火のついた煙草等を所持することが含まれるなら良いが、それが読み取れない場合は、煙草等は吸っていないで、ただ持ち歩いているだけ等の言い訳を防ぐためにも、火のついた煙草等を所持することも含まれる趣旨をどこかで加えた方(解説等での説明)が良いと考える。</p>	<p>路上喫煙の定義において、「道路等において喫煙すること」に「火のついたたばこを所持すること」を加えて、喫煙行為を明確にします。</p>	反映した意見
2	<p>第2の定義の(1)の「公共の用に供する」の用語について、条例では法律用語を使用するのは当然ですが解り難い言葉です。条例案要綱に解説の欄がありますが、条例化した後についても総合的解説を提案します。 条例は単にルールを定めて行政や専門職が円滑な施策を運営するためのものではなく、広く市民に広報し、協力を仰ぐものと考えますので、市民に身近な条例であって欲しいものです。</p>	<p>条例に用いる用語や意図する内容について、条例制定と併せて解説し、市民や事業者の皆さまに出来るだけ分かり易く広報をしていきます。</p>	今後の参考とする意見

3	<p>第2の定義の(4)の市民等の藤枝市民でない市内を通過する者に対して、この藤枝市の「条例」をどの様に広報（理解）するのですか。例えば、市内を通過する人には国道や主要道路に喫煙禁止の看板を立てたり、旅行者（宿泊）にはホテルに「路上喫煙防止条例」の配付を依頼するのですか。</p>	<p>市外から訪れる方々への条例の周知につきましては、市のホームページによる公表のほか、駅周辺での喫煙防止に関する路面表示、また宿泊施設や飲食店等への条例内容の周知について、協力依頼をお願いしていきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
4	<p>第3の市の責務の文章について、「…実施しなければならない。」の表現（意味）は、条例ではこの表現に成らざるを得ないと思いますが、「…実施します。」に比べて弱い言葉で、目標を掲げても出来ないかもしれないという解釈も成立する様にも思えます。</p> <p>「施策を総合的に実施します。」との記述はできないでしょうか。</p> <p>また、解説では、「…市の責務を規定しています。」とありますが、条例案本文の「…施策を総合的に実施しなければならない。」との相対性は如何でしょうか。以下、第4の事業者及び市民等の責務、第5の路上喫煙の防止、第6の路上喫煙の重点場所も同じです。</p>	<p>条例本文中の「…実施しなければならない。」は、強制力を持たせた表現とされていますので、積極的に条例の目的を達成するための施策の推進を図っていきます。</p> <p>また、解説で表現している「…実施します。」は、「…しなければならない。」という本文の内容の主旨を説明しているものです。</p>	<p>反映できない意見</p>
5	<p>第5の路上喫煙の防止について、歩行中又は自転車乗車中に喫煙をしないよう努めなければならないとあります。この解釈は解説に努力義務と記述しています。</p> <p>路上ほか屋外での行為ですから、特に努力義務を設けたと思いますが、義務づけとはいえ、努力義務は通常、喫煙しても良いという解釈ですから路上喫煙防止には繋がりません。</p> <p>そこまで厳しく定める必要はないと思いますが、規制するだけでなく、屋外での喫煙者には屋外喫煙所（分煙）設置の検討も並行して考えていただきたいとも思います。</p>	<p>条例案は、路上喫煙を防止するために喫煙マナーやモラルの向上を図ろうとするもので、喫煙しないよう努力義務としています。</p> <p>路上喫煙防止への効果については、「路上喫煙禁止区域として指定することができる」項目を追加し、喫煙行為等の状況を見極めながら検討していきます。</p>	<p>反映した意見</p>
	<p>（このセルは5の行に属するが、上記のテキストは既に記載済み）</p>	<p>喫煙所の設置については、一定の場所でルールを守った喫煙が徹底されることが望ましいと考えますが、設置にあたっては、歩行者との距離や煙を拡散させないための方法を十分考慮し検討していきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>

6	<p>第6の路上喫煙防止の重点場所の本文は、「…努めなければならない。」とあり、その解釈は第5の路上喫煙防止と同様です。</p> <p>また、第3、第4、第5、第6の本文は、「…しなければならない。」の表現ですので、全てが努力義務、努力目標に思えてなりません。</p> <p>また、路上喫煙には罰則もなく、喫煙の取り締まりは到底できませんが、条例案が十分審議され、条例施行の暁には、条例第1の目的にある様に市民が安心して暮らすことのできる地域社会が実現できるよう、市民の責務を果たしたいと考えます。</p>	<p>条例案は、路上喫煙を防止するために喫煙マナーやモラルの向上を図ろうとするもので、喫煙しないよう努力義務としていますが、路上喫煙禁止区域について、「路上喫煙禁止区域として指定することができる」項目を追加し、喫煙行為等の状況を見極めながら検討し、路上喫煙の防止に努めていきます。</p>	反映した意見
	<p>また、路上喫煙には罰則もなく、喫煙の取り締まりは到底できませんが、条例案が十分審議され、条例施行の暁には、条例第1の目的にある様に市民が安心して暮らすことのできる地域社会が実現できるよう、市民の責務を果たしたいと考えます。</p>	<p>条例案では、条例の規定に違反した喫煙者の行為に対して、指導、勧告ができる旨の規定をしていますが、罰則の規定に関しては、今後の喫煙行為等の状況を見極めながら検討していきます。</p>	今後の参考とする意見
7	<p>第2の定義の(5)の重点場所について「人の往来が多い」という曖昧な定義では、注意したいと思ったときはっきりしないとあってトラブルのもととなり、意識の低下を招くのではないかと。注意喚起を促すためにも路上喫煙防止区域を設定すべき。</p> <p>また、同じ定義に「他人に被害又は影響を及ぼす恐れ」とあるが何の被害・影響なのか判断できない。</p>	<p>条例案は、路上喫煙を防止するために喫煙マナーやモラルの向上を図ろうとするもので、喫煙しないよう努力義務としていますが、路上喫煙禁止区域について、「路上喫煙禁止区域として指定することができる」項目を追加し、喫煙行為等の状況を見極めながら検討していきます。</p> <p>尚、重点場所の「人の往来が多い場所」は、駅周辺や公園、バス停留所、横断歩道などを想定しています。</p>	反映した意見
	<p>また、同じ定義に「他人に被害又は影響を及ぼす恐れ」とあるが何の被害・影響なのか判断できない。</p>	<p>被害・影響とは、歩行者等が路上喫煙による火傷や受動喫煙による健康被害や吸い殻のポイ捨てによる環境悪化を示しますので、目的の定義に具体的内容を明記します。</p>	反映した意見
8	<p>路上の喫煙を防止するのは大賛成です。私は電車通勤で藤枝駅を利用しており、朝はたばこの吸い殻が捨てられており、帰りは路上でたばこを吸っている人を良く見かけます。たばこを吸うのは自由だと思いますが、周囲の人が吸い殻とか煙とかに迷惑しているのに気付いていないのか、知っててしているのか、とにかくマナーの悪さは目立ちます。</p> <p>その理由は、そこがたばこを吸ってはいけない場所ではないからだと思います。この条例の目的を達成するには、まず吸ってはいけない禁止区域をはっきりさせることが必要だと思います。</p> <p>重点場所として人が多い場所というのは、とてもあいまいだと思います。バス停とか信号待ちとかも含めると、この定義が当てはまると思いますが、せめて駅周辺は一番人が多く集まる場所だと思いますので、そこは禁止区域とした方がいいと思います。</p>	<p>条例案は、路上喫煙を防止するために喫煙マナーやモラルの向上を図ろうとするもので、喫煙しないよう努力義務としていますが、路上喫煙禁止区域について、「路上喫煙禁止区域として指定することができる」項目を追加し、喫煙行為等の状況を見極めながら検討していきます。</p>	反映した意見

9	<p>喫煙者と非喫煙者の双方が快適に生活できる街づくりが必要と思う。たばこ税を納めている喫煙者の立場も考慮して、重点場所には条例遵守とマナー向上のために喫煙所の設置は必要である。</p>	<p>一定の場所でルールを守った喫煙が徹底されることが望ましいと考えますが、設置にあたっては、歩行者との距離や煙を拡散させないための方法を十分考慮し検討していきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
10	<p>世界中みても日本人の煙草に関するマナーの悪さは目に余ります。東京オリンピックに向けて今後、多くの外国人が日本を訪れることとなるでしょう。藤枝市もイタリアの柔道選手が合宿地となると新聞報道されていました。</p> <p>そうすると当然、県立武道館とホテルオーレを利用すると予想します。来日する選手と関係者がどんな方々か存じませんが、藤枝のまちを良い印象とするためにも禁止区域をはっきりさせ、その中には喫煙場所も設置し、徹底的にマナーを守らせることが大切だと感じます。</p>	<p>条例案は、路上喫煙を防止するために喫煙マナーやモラルの向上を図ろうとするもので、喫煙しないよう努力義務としていますが、路上喫煙禁止区域について、「路上喫煙禁止区域として指定することができる」項目を追加し、喫煙行為等の状況を見極めながら検討していきます。</p>	<p>反映した意見</p>
		<p>喫煙所の設置については、一定の場所でルールを守った喫煙が徹底されることが望ましいと考えますが、設置にあたっては、歩行者との距離や煙を拡散させないための方法を十分考慮し検討していきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
11	<p>路上喫煙を防止するには、条例があることとその内容を周知徹底し、マナー向上に努めてほしい。</p>	<p>路上喫煙を原因とする受動喫煙による健康被害や火傷、吸い殻のポイ捨てによる環境悪化を防止するこの条例の目的を、市民や事業者の皆様にも的確にお伝えするために、第3の市の責務の本文に「積極的」の文言を加え、周知啓発を進めていきます。</p>	<p>反映した意見</p>
12	<p>タバコを吸いながら自転車に乗り、吸い終わると路上に投げ捨てる行為をみかけた。この行為は大変危険な行為であるため、是非、条例を定めて規制をしてもらいたい。</p>	<p>条例案において、歩行中又は自転車乗車中に喫煙しないよう努力義務としていますが、この条例案の内容により喫煙マナーやモラルの向上を図るとともに、すでに制定済のたばこの吸い殻などのごみのポイ捨てを禁止した「藤枝市街をきれいにする条例」の周知徹底を図ります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
	<p>喫煙については、日本は規制が弱く世界に比べて最低レベルといわれています。政府は既に議論を進めていましたが、各業界からの賛同を得られず、然し、喫煙や受動喫煙の健康被害の確証もあり、また、東京オリンピックを前にして来年度、規制の制度化をする法案を提出する動きがあります。</p> <p>今回の「藤枝市路上喫煙防止条例」は路上の喫煙についてですが、単に規制をするだけでなく、屋外喫煙所（分煙）設置の検討も必要ではないでしょうか。現行の規制では、市役所等公共施設には建物内禁煙で喫煙室がありますが（文化センター無し）、学校や病院は敷地内禁煙、飲食店他は原則建物内禁煙ですから、規則を守るには屋外で喫煙することになります。</p>		

13	<p>先日、切手販売店（タバコ自販機あり）に切手を買に行った処、入った途端にタバコ臭が酷く不快でした。後ろ向きの女性が先客と思い待っていました。が、実はその女性が喫煙者で常連らしく店を喫煙所としているのに驚きました。タバコ自販機設置の場合は屋外喫煙所（簡易）の設置も義務づけ、また駅や飲食店、大型スーパーの周辺近くにも、路上喫煙防止のために屋外喫煙所設置の検討をお願いします。然し、喫煙することにより、肺がん他病気にかかるリスクが高いことが報告されていますので、喫煙者が禁煙すれば、「条例」「規制」「屋外喫煙所」設置等は不用だと思えますが、喫煙は個人の自由（権利）であって、認めるのは当然のこととも思います。</p> <p>健康被害をなくすために、従来型の「紙巻タバコ」から「加熱式タバコ」が販売されていると聞きました。認知度や普及率は低いものの普及した場合、藤枝市の「条例」の目的である「健康被害」が少なくなり、何時の日か条例改正（廃止）もありとも想いますが、政府が来年度、喫煙の新ルールの審議入りをするということですから、喫煙はこれからも大きな社会問題になると考えます。</p>	<p>屋外の喫煙所の設置については、一定の場所でルールを守った喫煙が徹底されることが望ましいと考えますが、設置にあたっては、歩行者との距離や煙を拡散させないための方法を十分考慮し検討していきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
14	<p>条例に違反した者に対して、誰が指導するのか。</p>	<p>市が実施するパトロール等において発見した喫煙者の行為が、受動喫煙による健康被害や火傷、火災などの危険性を周囲に与える恐れがある場合、市職員が是正に必要な指導を行います。</p>	<p>その他（質問）</p>

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤枝市路上喫煙防止条例案要綱（パブリックコメント意見反映後）</li> <li>・新旧対照表</li> </ul>
----	---

意見公表場所	市ホームページ・市役所1階行政情報コーナー・環境政策課・岡部支所・文化センター・各市立公民館
--------	--

担 当 課	<p>藤枝市 環境水道部 環境政策課 （担当者 福地）</p> <p>電話 : 054-643-3183</p> <p>電子メール : <a href="mailto:kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp">kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp</a></p>
-------	--